

事業種別	茅ヶ崎市
<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業相談</li> <li>○職業紹介</li> <li>○助成金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職業相談：①ちがさき就職サポートコーナー、②個別仕事相談、③夜間個別仕事相談（茅ヶ崎市勤労市民会館）</li> <li>●職業紹介：茅ヶ崎市ふるさとハローワーク</li> </ul>
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職支援 (仕1以外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茅ヶ崎市勤労市民会館での就職活動支援講座の開催</li> <li>●就職活動基本講座</li> <li>●ちがさき合同企業説明会（市主催）</li> <li>●ちがさき合同企業説明会&amp;面接会（市主催、ハローワーク藤沢共催）</li> <li>●近隣市町との合同就職面接会（ハローワーク藤沢主催、近隣市町共催）</li> </ul>
主管課	産業観光課
連絡先	0467-82-1111 0467-81-7144
<ul style="list-style-type: none"> <li>○起業創業支援</li> <li>○助成金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「特定創業支援事業」を受け、証明書を交付された創業者に対する優遇措置：会社設立時の登録免許税の軽減、信用保証枠の拡充、信用保証枠の特例、公庫融資の新規開業資金の貸付利率の引き下げ</li> <li>●経営・創業相談</li> </ul>
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産業への就労支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非農家から新規に就農を希望する方への相談から手続き支援及び農地斡旋等</li> <li>●農業人材力強化総合支援事業（経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して補助金を交付する事業）</li> <li>●経営発展支援事業（就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入等に対し補助金を交付する事業）</li> </ul>
主管課	農業水産課
連絡先	0467-81-7214
<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他独自の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地支援：茅ヶ崎市企業等立地等促進条例・ビルドアップ茅ヶ崎2nd</li> <li>●茅ヶ崎市中小企業融資制度</li> <li>●茅ヶ崎市クラウドファンディング活用支援補助金</li> <li>●茅ヶ崎市企業移転・サテライトオフィス設置支援補助金</li> </ul>
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144

事業種別	茅ヶ崎市
○空き家バンク	茅ヶ崎市空き家バンク制度実施要綱（令和6年4月1日施行） 登録物件 貸貸：0件 売却：0件 （令和6年4月1日現在）
主管課	都市政策課
連絡先	0467-81-7181
○住宅取得補助	●住宅資金利子補給制度：市内在住勤労者が住宅の新築・建物購入資金を県内の中央労働金庫から借り入れたとき、支払い利息の一部を2年以内の期間で補助 ※令和4年12月末日までに住宅ローンの初回返済をした方を最後に新規申請受付を中止
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
○住宅リフォーム補助	●住宅資金利子補給制度：市内在住勤労者が登記を伴う増改築資金を県内の中央労働金庫から借り入れたとき、支払い利息の一部を2年以内の期間で補助 ※令和4年12月末日までに住宅ローンの初回返済をした方を最後に新規申請受付を中止
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144

事業種別	茅ヶ崎市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	<p>●小児医療費助成 医療機関で受診した際の自己負担額（保険適用分）を全額助成。所得制限なしで中学3年生までが対象。 ※令和6年7月より、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者まで対象者を拡大</p> <p>●ひとり親家庭等医療費助成 原則18歳以下の子どもを育てているひとり親家庭が対象。所得制限有り</p>
主管課	こども政策課
連絡先	0467-81-7169
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	<p>●子育て支援センター 妊娠中や子育て中の方の交流、子育てに関するイベント等を行う施設。市内4カ所に設置</p> <p>●ファミリーサポートセンター事業 子どもを預かる人（支援会員）と預けたい人（依頼会員）を事務局が結びつけ、子どもを一時的に預かる事業。 令和6年6月より、依頼会員が支援会員に支払う利用料の一部を市が助成（詳細は次のとおり）。 第3子以降あり：1時間あたり700円 ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯：1時間あたり300円 上記以外の世帯：1時間あたり200円</p> <p>●子育て短期支援事業 保護者が子どもを見ることができない際に、児童養護施設にて一時的に子どもを預かる事業</p>
主管課	こども政策課
連絡先	0467-81-7169
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	<p>●ファースト・プレゼント事業 子育てを社会全体で応援するため、新生児が出生した世帯を対象に、対象児一人当たり20,000円相当の、育児用品や育児サービスなどを選んでいただけるカタログギフトを贈答</p>
主管課	こども政策課
連絡先	0467-81-7168
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	<p>●認可外保育施設利用者助成：市内認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を申込みしたが入園できず待機している認可外保育施設利用世帯に対し利用料の一部を助成</p>
主管課	保育課
連絡先	0467-81-7172
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	<p>●不育症治療費助成事業：1年度1回、通算2年度まで15万円を上限に助成。</p>
主管課	地域保健課
連絡先	0467-38-3314

事業種別	茅ヶ崎市
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【新生児聴覚検査費用の助成】 ・すべての新生児のスクリーニング検査費用の一部を補助（AABR・ABR3000円、OAE1500円）</li>   <li>●【こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児家庭全戸訪問事業）】 生後4か月以内のお子さんの家庭を保健師、助産師、主任児童委員が全戸訪問</li>   <li>●【産後ケア事業】 対象：茅ヶ崎市に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん。 内容：産後の母子の健康管理、授乳指導、育児方法の指導、育児の相談、食事の提供（訪問型を除く）など 種類と回数：宿泊型、通所型、訪問型があり、7回（利用回数上限内で種別・施設組み合わせ可） 利用料（自己負担額）：宿泊型（1泊2日 5,000円）、通所型 1,500円、訪問型1回825円 ※生活保護世帯、非課税世帯の方は利用料金の減免あり。</li> </ul>
主管課	こども育成相談課
連絡先	0467-81-7171

事業種別	茅ヶ崎市
○移住促進イベント	●移住体験ツアー 市外に住む移住を検討されている方と茅ヶ崎市で暮らしている方のまち歩き・交流機会の創出
主管課	広報シティプロモーション課
連絡先	0467-81-7123